

令和7年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」が始まります！

Cool work KANAGAWA Mission ZERO

ロゴマークの作成について

神奈川県労働局 労働基準部 健康課

神奈川県労働局では、熱中症による労働災害防止対策として、令和7年度も、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を開始します。令和7年4月の準備期間を皮切りに、7月を重点取組期間とするキャンペーンを5月から9月までの間、展開します。

令和7年度は、事業場単位での死亡災害をゼロにすることを重点目標に掲げ、キャンペーン期間中の取組事項と熱中症予防への意識向上を図るため、「Cool work KANAGAWA Mission ZERO」のロゴマークを作成しました。

💧💧 熱中症予防等を目的とする場合には、どなたでも無償で使用できます 💧💧

ロゴマークを保護帽に貼り付けるほか、ポスター等で掲示するなどの方法でご活用ください。

ロゴマーク「Cool work KANAGAWA Mission ZERO」



全体サイズ 4.5cm×11cm 左赤色部分 4.5cm×cm 右青白部分 4.5cm×7cm
(サイズは、上記のサイズをベースに2/3サイズ等に変更して使用することも可能です。)

※ロゴマークは神奈川県労働局 ホームページからダウンロードしていただけます。
神奈川県労働局ホームページ : <https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/home.html>

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 8 日

関係団体の長 殿

神奈川労働局労働基準部
健康課長

令和 7 年熱中症対策用ロゴマークステッカーの配布について

関係団体の皆様方におかれましては、日頃から労働衛生対策に鋭意取り組んでいただきまして、誠に感謝申し上げます。

さて、当局では、昨年から首都圏内の東京・埼玉・千葉労働局同様に、「SAFE work」のロゴを「Cool work」仕様にした「Cool work KANAGAWA」ロゴマークを活用して、熱中症対策の周知・啓発活動を展開してきましたが、過去 3 年間毎年熱中症による死亡災害が発生していることから、令和 7 年の「STOP！クールワークキャンペーン」期間中（5 月～9 月）に使用するロゴマークは、熱中症の死亡災害「ゼロ」を重点目標としてもらうため、「Cool work KANAGAWA」のロゴに死亡災害ゼロの重点目標「Mission ZERO」を加えた「Cool work KANAGAWA Mission ZERO」のロゴマークを新たに下記のとおり作成し、熱中症対策の周知・啓発活動を展開することとしました。

ステッカーについては、配布枚数に限りがございますが、ヘルメットへの貼り付けや社内周知用の掲示等熱中症対策への周知・啓発活動等にご利用いただきますようお願いいたします。

配布場所につきましては、労働基準監督署の窓口でお配りしております。

関係団体の会員事業場や企業等で大量に配布又は使用される場合には、当局のホームページから「Cool work KANAGAWA Mission ZERO」ロゴマーク使用取扱規程に沿って、印刷し適切に使用していただくよう会員各位にお伝え願いますようお願いいたします。

記

ロゴマーク「Cool work KANAGAWA Mission ZERO」



全体サイズ 4.5cm×11cm 左赤色部分 4.5cm×cm 右青白部分 4.5cm×7cm
(サイズは、上記のサイズをベースに 2/3 サイズ等に変更して使用することも可能です。)

「Cool work KANAGAWA Mission ZERO」ロゴマーク使用取扱規程

令和 6 年 6 月 2 5 日 制定

令和 7 年 4 月 1 日 改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、「Cool work KANAGAWA Mission ZERO」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用できる者)

第 2 条 労働災害防止活動の推進、事業場内外の安全意識の高揚等を目的とする場合に限り、何人もロゴマークを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- 一 神奈川労働局の品位を傷つけ又は傷つけるおそれのあるとき
- 二 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する又は使用するおそれのあるとき。
- 三 法令又は公序良俗に反し又は反するおそれのあるとき
- 四 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え又は与えるおそれのあるとき。
- 五 その他その使用が著しく不適當であるとき

(違反等に対する取扱い)

第 3 条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、その他この規程に違反したときは、神奈川労働局長はその使用の差止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行う。その場合、使用者は直ちに、その請求等に従わなければならない。

(補足)

第 4 条 この規程に定めるものの他ロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、神奈川労働局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

神奈川労働局

**Mission
zero**

